

(様式3)






政務活動（参加・実施）報告書

令和5年12月14日

会 派 民 主 ク ラ ブ

参 加 者 代 表 小 山 征 三

政務活動先 (目的地)	京都市				
開催団体等	株式会社廣瀬行政研究所				
政務活動期間	令和5年11月20日(月)			1日間	
政務活動項目 (名称等)	「子ども・家庭等に対する効果的な支援手法 in 京都」 ① 子ども・若者・家庭を取り巻く「今」の課題 ～地方自治体で結果が出る具体的施策について～ ② 日本の住宅政策の現状と課題				
政務活動参加者	小山 征三	松尾 省勝	岩田 薫	佐々木修司	橋本 智子
					計5名
全体参加者数	16名				
政務活動の目的・結果等の概要・所見	別紙、セミナー参加報告書参照				
	資料名(会派保管)	① 子ども・若者・家庭を取り巻く「今」の課題 ～地方自治体で結果が出る具体的施策について～ ② 日本の住宅政策の現状と課題			

会派内回覧								
-------	---	---	---	---	--	--	--	--

【 会派 民主クラブ 政策セミナー研修レポート I 】

テーマ① 「子ども・若者・家庭をとりまく「今」の課題 ～地方自治体で結果が出る具体的施策について～」

講 師 こども家庭庁参与 社会福祉士・保育士 辻 由起子 先生

1990年に合計特殊出生率が過去最低を記録した(1.57ショック)、国は30年以上対策をしてきたが、2021年の合計特殊出生率は、1.30を記録。明治32年の人口動態調査開始以来、過去最少となっている。

30年間で行われた「少子化対策(エンゼルプラン)」は、国が様々な対策を施している中、合計特殊出生率の向上にはつながらなかったことを指摘されている。

2023年10月文部科学省発表の不登校・いじめ・自殺件数は過去最多となり、データが示されているので、書き記したい。

- 小中学校における不登校者数→29万9,048人
- 小中高・特別支援学校におけるいじめの認知件数→68万1,948件
- 児童生徒1,000人あたりの認知件数→53.3件
- 重大事態となったいじめ件数→923件
- 小中高から報告のあった自殺した児童生徒数→411人

このデータを基に、不登校等にかかわるケースから、対策が上手くいかない理由の一つとして、教育基本法第6条の考えから「フリースクール、インターナショナルスクール」などが認可されない、学習指導要領の改訂が「10年に1度」で対応しきれていない要因を講師は指摘している。

講師が日々、取り組んでいる「子育て施策の充実」を目指す視点についても触れられ、そのひとつである「大阪市立生野南小学校」では2年前より「田島南小中一貫校」としてスタートを切り、学年別に「生きる教育」とは、生い立ちや親子関係に課題を抱える児童に対して、アタッチメント(愛着)理論を踏まえ、自己肯定感を高めるための支援として「実践授業」を持って、直接アプローチをかける取組を行っていることも紹介されている。

- 学年別の取組
 - 1年:「たいせつなところと体 ～プライベートゾーン～」
 - 2年:「みんなむかしは、赤ちゃんだった」
 - 3年:「子どもの権利条約って知ってる？」
 - 4年:「10歳のハローワーク ～LSWの視点から～」
 - 5年:「愛?それとも支配? ～パートナーシップの視点から～」
 - 6年:「家庭について考えよう ～結婚・子育て・親子関係～」

「自分」、「赤ちゃん」、「生い立ち」、「大人」、「パートナーとの関係」、「親子関係」など、子どもたちの人生の中で一番身近でありながら、心の傷に直結しやすいテーマをあえて、授業の舞台に乗せて、客観的に捉え、正しい知識を習得し、対話の中から未来を生き抜く価値観を見出すことを狙いとした教育活動支援の取組の紹介から、理解できました。

また、大阪市における「家事・育児訪問支援事業」の取組から、児童虐待防止ではなく「子育て支援」という視点を持たせることが肝要であり、その制度についても「マンパワー」を活用し、子育てを支える運用の在り方についても、制度・予算を作っても運用するのは「人」であるとの指摘のもとに、次のように論点を整理したい。

- コロナ、物価高騰など、国も予想できなかったのに、事業計画通りに行く訳がない
- 「いのちまんなか」柔軟な対応が必要
- 計画に沿って「命」は救えない
- 公務員は異動するので、属人的な関わりも必要
- 年度に捕らわれない「人」としての関わりがあるから、信頼関係が生まれる。専門性も高まる。
- 専門職だからできるわけではない。「専門性」プラス「心」があるから、人を救う仕事ができる。
- 現場で実際に動く「人」がいないのに立てる計画は専門性を下げる。年度にとらわれない民間ネットワークが必要

「ヤングケアラー・児童虐待・DV」など制度だけでは対応できない部分については、様々なケースを基に多くあるように感じる部分もあり、課題とを感じる事についての講話からの論点を併せて整理したい。

- 本人も周囲も「ヤングケアラー」という言葉を知らない可視化されにくい
- 根強く残っている社会風土「家族を支えてあげて」「偉いね」という周囲の何気ない一言が「支えるのが当たり前」という意識を強化すること
- 全機関・全関係者が同じ方向性を持って、申し送りができないと「連携」できないのに、連携ができない構造になっている、縦割りだけではなく、国、都道府県、市区町村の階層も課題
- 職員数が数値目標に届かない、質も課題。

最後に所見を述べるとするならば、本当の「自立」というものは、おそらく、適度に自分のことが自分で出来てある程度、踏ん張ることが出来るかもしれませんが、潰れる前に適切な人に「助けて」と頼れること、つまり、自分のメンタルや身体
の限界を知って、心の声を聴けることが大切であると感じた研修であった。

事例紹介や提言を通じて、本市の「子育て、教育」施策のブラッシュアップを図れるよう、会派としての政策提案につな
げていきたいと考えている。



24名の参加者と受講とともに、見識を深める 11/20 午前の部

【 会派 民主クラブ 政策セミナー研修レポート II 】

テーマ② 「日本の住宅政策の現状と課題」

講 師 追手門学院大学地域創造学部 葛西 リサ 准教授（専門：住宅政策・居住福祉）

○なぜ住宅問題は発生するのか？

日本は持家率が「6割」、公的補助のない民間の賃貸住宅は「3割」と低所得者向けの公営住宅は、たった約 3.6%との状況であり、施策の充実が求められ、住宅に困る人の多くが公的な補助のない民間賃貸住宅へ居を構えています。

○仕事の状態や収入審査があり、連帯保証人が求められるなど確保のハードルが高い

○高齢、障害、LGBT など、低所得でなくとも、入居差別を受ける可能性もある。

○低家賃になればなるほど、狭い、古い、設備が悪い、立地が悪いなど低質になる

誰のための住宅政策か？

○戦後の日本の住宅政策は、標準的な家族がターゲット、家族支援的性格が強い

○公団住宅(UR)1970年代から空室対策として単身者受け入れ開始

○住宅金融公庫/1981年、40歳以上単身者への融資緩和、1993年年齢制限撤廃

○公営住宅/1980年法改正、高齢者(60歳以上の男子、50歳以上の女子)の単身入居可

1992年法改正、同居親族要件撤廃、条例等で若年単身を除外する自治体も出る

低所得階層への住宅支援は最小限に、かつ家族に限定しておこなわれてきた

○なぜ住宅問題がここまで露呈しなかったのか？

*持家神話と持ち家政策の推進により、政府は公共賃貸住宅の直接供給を最低限にして持家所有を奨励

*一億総中流と持家所有の大衆化により、多くが自助努力により持家を購入するが、これは終身雇用と年功序列賃金制度が前提とされた

*画一的なライフコースとして理想のストーリーが描かれ、婚姻→家族の形成→持家取得→老後は、持家で家族介護

○持家政策の前提が崩壊する

*持家所有の前提となる家族を形成しない人が増える

生涯未婚率：1980年/男性 2.6% 女性 4.45% 2020年/男性 28.25% 女性 17.81%

*雇用の不安定化

非正規雇用者の増加 1984年 15.3%→2020年 37.2%

*女性の貧困化→婚姻が居住保障にならない

氷河期世代/1970年～1984年生まれ(2023年時点53歳～37歳)

非正規割合の男女格差 男性 21.8% 女性 53.6%

これまで良質な箱(住宅)を提供する政策が進んできた日本であるが、高齢化社会を迎え、これまでハードありきで進んできた経緯から、ケアに視点が置かれるようにシフトしつつも、貧困化に対応すべき点も多く存在していることを講師から居住支援の必要性を提起されました。

「非正規や無職で賃貸住宅を探しても、貸してもらえない」政策の盲点は「住宅支援」であり、残念ながら、国や行政によるシングルマザーに特化した住宅政策というものについては、今は、無きに等しい。

公営住宅や母子生活支援施設などもありますが、前者は「すぐに入れない、立地が悪い」などの課題があり、後者は「行政の判断で緊急性の高い人にしか案内されない、門限などの規制」があり心理的ハードルが高いといった課題もあり、多くのひとり親に対する有効な支援には至っていないと講話の中で指摘されている。

子どもの貧困問題がクローズアップされるようになり、不動産関連の事業者が「増加する空き家を活用して支援できないだろうか？」と考えられてきたそうです。

行政に相談しても解決策が見つからず、24時間営業のファミレスや公園で数日凌いだという方もいる中で、シングルマザーを受け入れてくれる不動産業者さんが出来てきたことは、大きな「インパクト」があったそう。

シェアハウスの入居は「つなぎ」として契約期間中に、とにかく働いて実績をつくり、次の住まいを借りようとしている方もいれば、職はあるけど「コミュニティ」が欲しかったという方もいらっしゃったそうで、全国で30軒ほどあるということを実例として紹介されました。

「子どもが成長したからといって、生活は楽にならない」住宅政策に必要なのは「長期的なビジョン」であり、日本では、有効な施策がないだろうか？

兵庫県神戸市の事例として、独自で「家賃補助」を始めており、末子に18歳未満の子どもがいる「ひとり親世帯」に最大6年間、月15,000円の家賃補助をする取組の紹介がなされた。

子どもが小さいときに住み始めた住居だと、成長するにつれて、狭くなったり、個別の部屋が必要になったりすることもある。

その時に住み替えをしたいと思っても、これ以上家賃を出せないとおっしゃるお母さんは非常に多いとのこと、そこで家賃補助みたいなものをつけてあげられないかと相談が寄せられての実現事例であった。

国の制度を使っている訳ではなく、市の財政で行っている先進的な事例であり、大変有意とも受け止められた。

2017年からスタートをしているこの施策は、100件以上の補助が進んでいるそうであり、緊急で住まいが必要な場合は使うことが出来ないが、救われている方々は多くいらっしゃるのではないかと推察している。

まとめに、住宅市場・政策はどうあるべきかを所見として、論点整理をしたい。

- 家族支援としての住宅政策が多様で新しい住宅問題を顕在化させている
- 標準家族からの離脱、家族を形成しない、家族とは認められない人の不利
- 血縁・婚姻関係のみで住み支えあうことの限界を乗り越える仕組みの必要性
- 子ども貧困、社会的養護、ヤングケアラー、特定妊婦、ひきこもりなど緊急性の高い課題は多々あるが、いずれも、安心して生きる場が保証されなければ、解決に導けない点は共通している
- 年齢や世帯型などによる対象の選別から、脱却を図り、個人単位の居住支援整備と非血縁関係にある者同士がともに暮らす仕組みの整備が急務

様々な住宅政策の課題提起と人々が住みやすい住宅確保政策を同時並行的に考えながら、将来的な政策提案に会派としてつなげていきたいと考えている。